

阪神・淡路大震災16年 シンポジウム  
 今なぜ、「借上公営住宅」からの追い出しが  
 安心して住み続けられる復興住宅を

日時：2011年1月15日（土） 午後1時30分～午後5時

会場：兵庫県私学会館302・303号室

神戸市中央区北長狭通 4-3-13 電話：078-331-6623

資料代：1000円。学生500円。事情により割引。

基調報告

出口 俊一（兵庫県震災復興研究センター事務局長）

パネルディスカッション

安田 秋成（借上公営住宅入居者）

岡田 一男（借上公営住宅入居者）

栗原 富夫（神戸市会議員・公団住宅自治会長）

津久井 進（兵庫県弁護士会災害復興等支援委員会委員長）

田中 康夫（衆議院議員・元長野県知事）

コーディネーター 塩崎 賢明（神戸大学教授）



阪神大震災の復興公営住宅として、民間住宅やUR住宅が借上げられ、多数の被災者が入居していますが、いま、神戸市は契約期間が終わるという理由で、転居を迫っています。被災者の声も聞かないままに、立退きを迫るのは、高齢の被災者の健康や安心を脅かす重大な問題です。

孤独死が多発する中で、復興住宅でのコミュニティが大切ということは、阪神大震災で明らかになった重要な教訓です。震災から16年も経て、住まいの安心が行政の手によって脅かされる事態はなんとしても避けなければなりません。問題のありかと解決の道筋を、入居者とともに考えます。

●主催：兵庫県震災復興研究センター

●協賛：「公的援助法」実現ネットワーク／神戸公務員ボランティア／神戸再生フォーラム／神戸（50音順）親和民主商工会／週末ボランティア／日本科学者会議兵庫支部／日本住宅会議関西会議／阪神・淡路大震災救援・復興兵庫県民会議／阪神・淡路大震災被災者ネットワーク／被災地 NGO 協働センター／被災地クラブ／被災地と被災者を考える懇談会／兵庫県自治体問題研究所／兵庫県商工団体連合会／兵庫県生活と健康を守る会連合会／兵庫県被災者連絡会／兵庫県保険医協会／兵庫県民主医療機関連合会／ひょうご福祉ネットワーク／まち・コミュニケーション

●予約：1月14日（金）までにファクスまたはEメールにて事務局までお申し込み下さい。

【事務局】兵庫県震災復興研究センター

〒650-0027 神戸市中央区中町通 3-1-16、サンビル 201号

電話：078-371-4593／ファクス：078-371-5985／Eメール：[td02-hrq@kh.rim.or.jp](mailto:td02-hrq@kh.rim.or.jp)



# 神戸再生

今こそ  
 神戸市会を変えよう  
 2011年1月17日

No. 18

## 11.23 第9回 神戸市政フォーラムに100人!

### 神戸市政フォーラム:問題討議 議会や震災復興に提言 (2010年11月24日 毎日新聞)

神戸市が抱える諸問題について考える「第9回神戸市政フォーラム」が23日、神戸市中央区の県私学会館であった。約100人が参加し、地方議会のあり方や震災復興などを巡り活発な意見が交わされた。

神戸空港建設の反対運動に取り組んだ元大阪工大助教授の中田作成さんは「長年の多数与党体制の結果、神戸市議会の緊張関係が欠如し、行政に対するチェック機能が緩んでしまった」として、論点を煮詰める一問一答方式や議員間の自由討論を導入すべきと提言。市民まちづくり研究所の松本誠所長は「市民自治」の確立に向けた議会基本条例制定の必要性を説いた。

池田清・神戸松蔭女子学院大教授(都市政策論)は、神戸市の貧困世帯率が震災後に増加している点を踏まえ、「大規模開発主導の都市政策は暮らしの貧困化と地域経済の衰退を招いた。市民の福祉水準の向上に取り組むべきだ」と述べた。

また住民団体の代表らが「神戸市政のここが問題」をテーマにリレートークを行い、景観や保育行政、復興再開事業の問題点などについて事例を挙げながら報告した。主催した神戸再生フォーラムの出口俊一事務局次長は「市政の課題を整理し、来春の統一地方選に向けて市民の関心を高めていきたい」と話した。  
 【重石岳史】

### <参加者の感想の一部>

- ◇ かつては傍聴や請願の申請に行ってましたが、やはり無力感を感じるばかりでした。議会の役割、あるべき姿を改めて感じさせられ、市民の責任も問われる内容だと受け止めました。
- ◇ 景観や起こるべき災害を無視したまちづくり、どんどん遠くなる中央市民病院など市民のためになるまちづくりどころか、故郷を無残な姿にする神戸市政を改めるために、選挙に行く人を増やしましょう。傍聴もできだけ行きましょう。
- ◇ 結局のところ、神戸市役所は何ごとに対しても当事者としての真剣さがなくて、個別の問題への取り組みと併せて役所や議会の空気を変える必要をさらに強く感じました。
- ◇ 市議会でなぜ発言できないですか？と役所に問い合わせると言われました。「みなさんが選んだ議員の方が討議している場だから、発言はできません」とのこと。
- ◇ 市会議員選挙は、相変わらず選挙カーで活動。通勤時に、その時だけ「ご苦労様です」と頭を下げる。しかし、現状は所得税・住民税は変わらず、介護施設は、病院3か月で放り出された後の介護受け皿にならず、四人部屋密着、クーラーもないところに、死を待つ人々が放り込まれている現状である。市議員は、現場を見ているか。
- ◇ 転勤族が見た神戸市は、要らない建物を建て、使えるものを壊して緑を壊す心の落ち着き場がないように見えます。
- ◇ こんな神戸市にしたのは一体、誰なんだろうかとつくづく思ってしまった。



講演する中田作成さん

# 神戸市会のどこが問題？

## 神戸市民の素朴な疑問

【10月21日 福祉環境委員会より】  
請願 1 件、陳情 18 件、市民の方々が順に陳述する委員会になりました。傍聴者も 15 名くらいいたかな？ ほぼ満席の中で議論をする議員もいれば、お構い無しに爆睡している議員もいます。  
傍聴席から「起きろ！」と叫びたくりました。  
議長も注意して欲しいし、当局も何故何も言わないのだろうか？（「樫野孝人マインドマップ」より）

神戸市の場合、「市議会」を「市会」といいます。市会は、市長とともに神戸市の声を代表し、神戸市民に対して責任を負っています。行政に責任を持つのが市長であり、立法(政治)に責任を持つのが市会です。また、行政の活動の誤りや市民に対する権利の抑制をチェックするのも市会の役割です。現実の市会はどうでしょうか。

傍聴は、全くオモシロくありませんでした。  
私には全て、<シャンシャン議会>に見えました。えーと、、、これで終わりなの？と、思ってしまった。拍手もしたらダメだし、質問もできない。大声も出したらいけないから、野次も飛ばしたらダメですね。傍聴ってつまらないもんなんだなあって、改めて思いました。拍手くらいいいんじゃないのかな？とにかく根本的につまらなかったです。

議会は何のために開かれてるのかなあ？から、疑問でした。  
出来てるやりとりの、どこに意味があるのかなあ？とか、思います。たくさんの時間を使っての意味が、どこにあるんでしょうか。事前に質問を用意し、事前に答えを用意し、そのやりとりに、傍聴席を設けて議会が開かれる。  
そういうカタチを取って、神戸市議会は開かれていると言いたいんでしょうか。  
「発言の通告がないので」と、事前のお知らせがなければスルーされる。その場の急な質問は受け付けられないんですかね。（「北区の主婦」より）

## 神戸市会を変えるには

2回の傍聴会に参加して思うことは、市議会は、密室で行われ、緊張感がないという点です。  
市民も、市議会に興味を持ち、一人でも多くの市民が傍聴会に参加し、議事を監視するようなくみが必要ではないかと強く感じました。（「旅行事業関係の女性」から）

市会与党の実力者と言われる人たちは、市長提案を無批判的に議決する見返りに神戸市に圧力をかけ利権を得てきたといわれています。

村岡親子元市会議員による環境汚職（2006年逮捕2009年実刑確定）・空港ターミナル建設疑惑を始め、御影工業高校跡地・市バス布引車庫跡地売却、六甲シンフォニーホール用地買収さらには神戸空港島建設にまつわる疑惑など数え切れません。

一方、市の職員による不正経理・横領・薬物使用などの不祥事も頻発、自浄作用が困難な状況となりつつあります。行政の改革も急がれます。そのためには、運営の仕組みを変えて市民の目に見える市会にするとともに議員の資質がその鍵を握ります。

# 神戸市会を変えよう！

## 神戸市会の力

- 地方自治法第96条には議会しか決めることが出来ず、議決しなければならない案件として（1）条例を設け又は改廃すること（2）予算を定めることなど15項目が挙げられています。そのほかに予算の増額修正権（97条）や国等への意見書の提出（99条）、行政の不正等を自ら調査もできます（100条委員会）。
- 市会で決議しなければ、市長は特別の場合を除き何も進めることが出来ないのです。
- 神戸市会は矢田立郎市長の翼賛機関であってはなりません。

**神戸市会が多様な市民の代表として選ばれた議員で構成されているならば、市会は多様な市民の意思を反映させる責任があります。また、市会が多様な市民の意思を反映していることを市民に知ってもらう権利と義務があります。**

- まず市会は原則公開で、議員相互間の自由な討議がなされるべきです。
- 少なくとも市会内で対立したり、市民生活に大きく影響を与えるような案件については、その議決の前に、市会での争点や論点を市会自ら市民にわかりやすく公開し、住民投票制度を含め市民から直接声を聴く仕組みが必要です。
- 議会の中で何を論議しているのか、何が問題なのかを市民に知ってもらい、市民の意見を反映させるには、資料等が広報/HPを通じ事前に公開されることが前提となります。
- 市民からの陳情・請願においても、陳述人と議員・行政とのやりとりの導入、「不採択」「審査打切」の場合の具体的な理由説明を課すべきです。
- 会期毎に市会は報告会を開催し、神戸市政の問題と決議内容を市民に知らせるべきです。
- 地方自治法では、神戸市会は議案の審査、100条委員会の調査を学識経験者にさせたり（100条の2）、常任委員会に公聴会を開いて市民の声を反映させる（109条⑥）ことが出来ますが、神戸市会ではやろうとしていません。地方自治法を有効に活用するべきです。

## 市会での議論の進め方

- 市長と議員は、一問一答方式で質疑応答をして論点を煮詰め、市長は議員の質問に反問することができるようにすべきです。
- 問題の本質を明確にするため、議員間においては自由討議を推進し、質問時間のカウントに答弁時間を排除することとします。
- 議員は議案を提案することが出来ます（112条）が、神戸市会では国への意見書が中心で、本来期待されるべき条例等は少なく、神戸市会の存在意義が問われています。

## 11 県・3 政令都市・100 以上の市町村で議会基本条例が

- これらのルールを定めたものが「議会基本条例」といいます。2006年5月北海道栗山町で制定以来、政令都市は川崎市・さいたま市・名古屋市で制定・施行されています。
- 兵庫県でも朝来市・洲本市・養父市・加西市・加東市そして2010年12月播磨町でも制定されました。姫路市でも検討されています。神戸市でも実現可能です。

## 議員を変えよう

いくら仕組みがよくても、議員が駄目なら「猫に小判」です。今年4月の神戸市会議員選挙では神戸市民は目利きとなって投票をしましょう。居眠り議員は真っ平です。